

[別紙]

国家公務員の休暇等(常勤職員・非常勤職員)

2022年4月1日現在

| | | 常勤職員 | | | | 非常勤職員 | | |
|--|-----------------------|--|----------------|-----------------------------|--------------------------------|--|------------------|--------------------------------|
| | | | 有給 無給 | 根拠規定 | | | 有給 無給 | 根拠規定 |
| 年次休暇 | | 20日(1暦年) | 有 | 人規15-14第18条~20条 | 年次休暇 | | 有 | 人規15-15第3条 |
| 病 気 休 暇 | 私傷病 | 必要最小限度の期間(原則連続90日まで) | 有 | 人規15-14第21条第1項 | 私傷病 | 勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間(1年度)注1 | 無 | 人規15-15第4条第2項第9号 |
| | 妊産疾病 | 必要最小限度の期間(原則連続90日まで) | 有 | 人規15-14第21条第1項 | 妊産疾病 | 必要と認められる期間 | 無 | 人規15-15第4条第2項第7号 |
| | 生理日の就業困難 | 必要最小限度の期間 | 有 | 人規15-14第21条第1項第1号 | 生理日の就業困難 | 必要と認められる期間 | 無 | 人規15-15第4条第2項第6号 |
| | 公務・通勤上傷病 | 必要最小限度の期間 | 有 | 人規15-14第21条第1項第2号 | 公務上傷病 | 必要と認められる期間 | 無 | 人規15-15第4条第2項第8号 |
| | 勤務軽減措置 | 必要最小限度の期間 | 有 | 人規15-14第21条第1項第3号 | 勤務軽減措置 | - | - | - |
| 特 別 休 暇 | 公民権行使 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-14第22条第1項第1号 | 公民権行使 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-15第4条第1項第1号 |
| | 官公署出頭 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-14第22条第1項第2号 | 官公署出頭 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-15第4条第1項第2号 |
| | 骨髄等ドナー | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-14第22条第1項第3号 | 骨髄等ドナー | 必要と認められる期間 | 無 | 人規15-15第4条第2項第10号 |
| | ボランティア | 5日以内(1暦年) | 有 | 人規15-14第22条第1項第4号 | ボランティア | - | - | - |
| | 結婚 | 連続する5暦日以内 結婚の日の5日前の日から1月を経過する日まで | 有 | 人規15-14第22条第1項第5号 | 結婚 | 連続する5暦日以内 結婚の日の5日前の日から1月を経過する日まで | 有 | 人規15-15第4条第1項第7号 |
| | 出生サポート | 1の年において5日以内(体外受精や顕微授精を受ける場合は10日) 男女問わず、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 有 | 人規15-14第22条第1項第5号の2 | 出生サポート | 1の年度において5日以内(体外受精や顕微授精を受ける場合は10日) 男女問わず、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 注2 | 有 | 人規15-15第4条第1項第9号 |
| | 産前 | 6週間(多胎妊娠は14週間) 予定日以降出産の日までの期間を含む | 有 | 人規15-14第22条第1項第6号 | 産前 | 6週間、多胎妊娠は14週間 予定日以降出産の日までの期間を含む | 有 | 人規15-15第4条第1項第10号 |
| | 産後 | 8週間 | 有 | 人規15-14第22条第1項第7号 | 産後 | 8週間 | 有 | 人規15-15第4条第1項第11号 |
| | 保育時間 | 1日2回各30分以内 生後1年に達しない子の保育 | 有 | 人規15-14第22条第1項第8号人規10-7第10条 | 保育時間 | 1日2回各30分以内 生後1年に達しない子の保育 | 無 | 人規15-15第4条第2項第1号 人規10-7第10条 |
| | 妻の出産 | 2日以内 出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日まで | 有 | 人規15-14第22条第1項第9号 | 妻の出産 | 2日以内 出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日まで 注2 | 有 | 人規15-15第4条第1項第12号 |
| | 男性の育児参加 | 5日以内 出産予定日の6週間(多胎妊娠は14週間)前日から出産の日後8週間(令和4年10月1日からは、出産の日以後1年)を経過する日まで(小学校就学前までの子が対象) | 有 | 人規15-14第22条第1項第10号 | 男性の育児参加 | 5日以内 出産予定日の6週間(多胎妊娠は14週間)前日から出産の日後8週間(令和4年10月1日からは、出産の日以後1年)を経過する日まで(小学校就学前までの子が対象) | 有 | 人規15-15第4条第1項第13号 |
| | 子の看護 | 5日以内(1暦年) (子が2人以上の場合には10日)(小学校就学前までの子が対象) | 有 | 人規15-14第22条第1項第11号 | 子の看護 | 5日以内(1年度) 注2※取得要件緩和 (子が2人以上の場合には10日)(小学校就学前までの子が対象) | 無 | 人規15-15第4条第2項第2号 |
| | 短期介護 | 5日以内(1暦年) (要介護者が2人以上の場合には10日) | 有 | 人規15-14第22条第1項第12号 | 短期介護 | 5日以内(1年度) 注2※取得要件緩和 (要介護者が2人以上の場合には10日) | 無 | 人規15-15第4条第2項第3号 |
| | 忌引 | 親族別日数(遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数)以内 | 有 | 人規15-14第22条第1項第13号 | 忌引 | 親族別日数(遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数)以内 | 有 | 人規15-15第4条第1項第6号 |
| | 父母の追悼 | 1日以内(父母の死後15年) | 有 | 人規15-14第22条第1項第14号 | 父母の追悼 | | | |
| | 夏季 | 週休日等を除いて連続3日以内 1の年の7月から9月までの期間内 | 有 | 人規15-14第22条第1項第15号 | 夏季 | 週休日等を除いて連続3日以内 1の年の7月から9月までの期間内 注1 | 有 | 人規15-15第4条第1項第8号 |
| | 現住居の滅失等 | 連続7暦日以内 | 有 | 人規15-14第22条第1項第16号 | 現住居の滅失等 | 連続7暦日以内 | 有 | 人規15-15第4条第1項第3号 |
| | 出勤困難 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-14第22条第1項第17号 | 出勤困難 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-15第4条第1項第4号 |
| | 退勤途上 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-14第22条第1項第18号 | 退勤途上 | 必要と認められる期間 | 有 | 人規15-15第4条第1項第5号 |
| | 介護休暇 | 通算6月以内(3回まで分割可) | 無 | 勤務時間法第20条第1項 | 介護休暇 | 通算93日以内 (3回まで分割可)注3※取得要件緩和 | 無 | 人規15-15第4条第2項第4号 |
| 介護時間 | 連続する3年以内 (1日2時間まで) | 無 | 勤務時間法第20条の2第1項 | 介護時間 | 連続する3年以内 (1日2時間まで)注4※取得要件緩和 | 無 | 人規15-15第4条第2項第5号 | |
| 主 な 職 務 専 念 義 務 免 除 | 妊産婦の健康診査及び保健指導 | 一日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間(回数制限あり) | 有 | 人規10-7第5条 | 妊産婦の健康診査及び保健指導 | 一日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間(回数制限あり) | 有 | 人規10-7第5条 |
| | 妊産婦の休息・補食 | 勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間 | 有 | 人規10-7第6条第2項 | 妊産婦の休息・補食 | 勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間 | 有 | 人規10-7第6条第2項 |
| | 妊娠中の通勤緩和 | 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき一日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間 | 有 | 人規10-7第7条 | 妊娠中の通勤緩和 | 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき一日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間 | 有 | 人規10-7第7条 |

注1)6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く)が対象

注2)1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの

注3)指定期間の指定の申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでない(※)者が対象

※「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、指定期間の指定の申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

注4)初めて介護時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の日があるものが対象

※黄帯の部分は、2021年「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」により講じられた措置